

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年11月29日 05時15分ごろ
発生場所	山口県柳井市柳井港東方沖 柳井港新東防波堤西灯台から真方位079° 1,590m付近 (概位 北緯33° 57.4′ 東経132° 09.3′)
事故の概要	貨物船ぽせいどんは、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年12月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 ぽせいどん、499トン 142609、藤田商事株式会社（船舶所有者）、有限会社豊栄海運（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、石灰砕砂約750tを積載し、船長が単独で船橋当直につき、操舵スタンドの前に置いた椅子に腰を掛け、山口県周防大島町屋代島西方沖を、約10ノットの対地速力で、自動操舵により北進していた。</p> <p>船長は、眠気を感じたものの、大畠瀬戸に向けて右転する変針予定場所が近いので、居眠りすることはないだろうと思い、同じ姿勢で航行を続けていたところ、居眠りに陥り、柳井港東方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.1m、船尾約4.5mであった。</p> <p>船長は、ふだん眠気を感じた際、操舵室の扉を開けて外気に当たり眠気を払拭していたが、本事故当時は、変針予定場所が近いので、居眠りすることはないだろうと思い、眠気を払拭する措置を採らなかった。</p> <p>本船に設置された船橋航海当直警報装置は、センサーが人の動きを5分間検知しないと警報が作動するように設定されていた。</p> <p>船長は、船橋航海当直警報装置が作動しなかったため、居眠りしたのは5分以内であったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、自動操舵で北進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して本件浅所に向かって航行を続けたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

	<p>船長は、変針予定場所が近いので、居眠りをするのではないだろう と思ひ、眠気を払拭する措置を採らないまま同じ姿勢で船橋当直を続 けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられ る。</p> <p>本船に設置された船橋航海当直警報装置は、センサーの検知時間が 5分に設定されており、船長の居眠りは設定時間内であったことか ら、作動しなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が自動操舵で北進中、単独で船橋当直中の船 長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して本件浅所に向かって航行 を続けたため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、当直中に眠気を感じた際、立って外気に当たるな ど、居眠り運航の防止措置を採ること。